

「壬生町新庁舎建設基本設計及び実施設計者  
選定公募型プロポーザル」  
選定審査結果報告書

平成 30（2018）年 12 月

壬生町新庁舎建設設計者選定審査委員会

# 「壬生町新庁舎建設基本設計及び実施設計者選定公募型プロポーザル」

## 選定審査の結果について

壬生町新庁舎建設設計者選定審査委員会  
委員長 三橋 伸夫

壬生町本庁舎につきましては、これまで町発展の拠点として大きな役割を果たしてきましたが、昭和33年に建築されて以降、最も古い部分では築60年が経過するなど、老朽化・狭隘化も顕著となり、最近では、効率的な行政運営を図る観点からも支障をきたしている状況となっています。

さらには、平成27年実施の耐震診断では、震度6強程度の地震に対して「倒壊又は崩壊する可能性が高い」という非常に厳しい結果となり、町民の安全・安心の確保や住民サービスの向上を図る意味からも、庁舎の整備は喫緊の課題となってきました。

町では、現庁舎が抱える諸問題を解決すべく、平成29年度より、庁内はもとより、外部委員からなる庁舎建設委員会や町議会特別委員会等において協議・検討を重ねるとともに、平成30年度には庁舎の移転整備を決定し、事業の根幹となる「基本構想」、「基本計画」を策定したところです。

今後、それらをより具体化する設計作業の着手にあたり、新庁舎の設計者として最もふさわしい者を選定するため、今回、公募型プロポーザル方式による選定を実施しました。

実施にあたっては、学識経験者を含む委員6名からなる「壬生町新庁舎建設設計者選定審査委員会」を設置し、実施要領等を含めた諸事項について協議を行うとともに、それに基づき、審査等の選定手続を進めました。

選定に係る経緯及び審査の結果等については次の通りです。

### 【壬生町新庁舎建設設計者選定審査委員会】

- ・委員長 三橋 伸夫 宇都宮大学名誉教授
- ・副委員長 櫻井 康雄 壬生町副町長
- ・委員 横尾 昇剛 宇都宮大学地域デザイン科学部教授
- ・委員 柴崎記久夫 元栃木県県土整備部建築課長
- ・委員 出井 透 壬生町総務部長
- ・委員 高木 英雄 壬生町建設部長

(平成30年12月21日現在 順不同・敬称略)

### 【選定までの経緯】

平成30年10月12日 第1回 審査委員会

- ・委員長、副委員長の選任
- ・実施要領及び選定に係る評価基準の確認

- 10月19日 公告、実施要領等の配布 参加表明等に関する質問書の受付
- 10月26日 質問書の受付期限
- 10月31日 質問書に対する回答
- 11月 2日 参加表明書等の提出期限
- 11月 9日 第2回審査委員会
  - ・第1次審査の実施 審査通過者の決定
  - ・第2次審査に向けての事務調整及び確認
- 11月13日 選定・非選定通知書の送付
- 11月14日 技術提案書に関する質問書の受付
- 11月20日 質問書の受付期限
  - ・質問書受付 1件
- 11月27日 質問書に対する回答
  - ・町公式ウェブサイトに回答書を掲載
- 12月 7日 技術提案書の提出期限
- 12月14日 第3回審査委員会
  - ・第2次審査の実施 受注候補者の選定
- 12月21日 特定・非特定通知書の送付

### ① 平成30年10月12日 第1回審査委員会

第1回審査委員会では、まず、委員の互選による委員長並びに副委員長の選任が行われました。その後、事務局より、本プロポーザルの実施要領や選定に係る評価基準（案）の説明を受け、委員会として審議した結果、一部修正の上事務局（案）を承認するとともに、今後、これに基づき事務手続きを進めることを決定しました。

なお、審査委員会の構成員並びに会議内容等については、内容及び目的の特殊性に鑑み、選定審査の手続きが終了するまでは非公表とし、選定の経緯及び結果等については、手続き終了後に公表することとしました。

### ② 平成30年11月9日 第2回審査委員会(第1次審査)

はじめに事務局より、今回、参加表明書等の提出者が1者であったこと及び提出された参加表明書等の内容等について確認をしたところ、調書の記載漏れや添付を必要とする書類等に不備はなく、かつ参加者として、町が要求する資格要件をすべて満たしている旨の報告がありました。

加えて、本プロポーザルの実施要領では、「参加表明者が1者のみであっても、審査及び評価を行い、特定の可否を決定する。」とされていることが改めて報告されました。

これを受け、審査委員会としては、参加表明者が1者であっても、今後、本プロポーザルの「実施要領」に基づき手続きを進めること、また、選定にあたっては、前回の審査委員会で協議した評価基準に基づき、点数化により評価することを確認しました。

その後、評価基準に基づき、審査委員会として厳正に審査した結果、参加表明のあった1者について、1次審査の通過者（技術提案書提出要請者）として選定する事を決定しました。

なお、今後の2次審査に向けては、委員会として、たとえ対象者が1者であっても、公平性及び競争性を担保する必要があることを十分認識したうえで事務手続きを進めることを事務局に提言しました。

### ③ 平成 30 年 12 月 14 日 第3回審査委員会(第2次審査)

第3回審査委員会では、第1次審査の通過者より、事前に提出された「技術提案書」に基づき、約20分間のプレゼンテーション・説明を受け、その後、各委員による質疑が行われました。

プレゼンテーションでは、本プロポーザル実施要領において、第2次審査の評価項目として示された「業務実施方針」及び「1. 誰もが利用しやすく、町民から親しまれる庁舎について」、「2. 災害に強く、防災拠点となる庁舎について」、「3. 町民活動・官民協働の推進に寄与し、まちづくりの拠点となる庁舎について」、「4. 将来的なニーズの変化にも対応可能であり、環境に配慮した効率的・経済的な庁舎について」、「5. 自由提案」の5つのテーマについて、提出された技術提案書に基づき詳細な説明を受けました。

特に「5. 自由提案」では、「壬生町の特色ある地域の魅力を伝え『発信する庁舎』とし、壬生町の歴史や文化、産業などの魅力発信の手法や恵まれた地域特性を庁舎内外のデザインとして導入したコンセプトについての説明がありました。

## 【選定審査結果】

受注候補者                      株式会社 梓設計

(※1者のみであったため、次席者なし)

## 【講 評】

今回のプロポーザルでは、参加表明者が1者であったことから、複数対象による比較検討はできませんでしたが、当然のことながら、当審査委員会としては、客観的視点から公平・公正かつ適正な判断に基づき審査を行うことを原則とし、実施要領に基づく手続を粛々と進めました。

選定の過程において、各委員からは、それぞれの専門的見地から数多くの質問等が出されるとともに、積極的に議論が交わされるなど、全体としては非常に密度の濃い内容となりました。

第1次審査では、設計業務に係る有資格者の数はもとより、全国各地において、壬生町で想定されている新庁舎と同規模以上の自治体庁舎及び類似施設の設計等、数多くの実績を重ねていることから、評価基準に基づく採点の結果、100点満点中89.0点となり、新庁舎の設計業務の委託者に相応しい高い技術力と信頼性を備えているものと判断しました。

第2次審査では、まず「業務実施方針」に関する説明を受けましたが、庁舎のコンセプトを「町のリビング」と表現し、町から提示された5つのテーマを「憩いの庁舎」・「安心の庁舎」・「結びの庁舎」・「スマートエコ庁舎」・「発信する庁舎」として、端的な言葉に置き換えてわかりやすく整理をするなど、独自の創意と工夫がみられました。

また、取り組みの姿勢としては、発注者から提示された新庁舎に求める機能や役割を十分に理解するとともに、整備に要する期間や事業費などの諸条件が限られる中、効率的かつ適正な作業推進を図るためのクリティカルポイントを明示したスケジュール管理の導入やBIM(ビルディングインフォメーションモデリング)を活用した業務推進体制の構築など、発注者側の状況を的確に把握し、課題解決に向けた具体的な取り組みについても考慮されている点が評価されました。

さらには、事業者側においても、各段階での作業内容の審査・検証を行う品質管理チームを設置するなど、独自のチェック機能体制が確立されている点も高く評価されました。

次に「技術提案書」についてですが、5つのテーマそれぞれに説明を受けましたが、各委員からは、全体として、施設の立地条件や周辺環境との調和をはじめ、来庁者や利用者の動線を考慮した庁舎内部のレイアウト等の詳細部分に至るまで、非常によく考え、丁寧に作られているとの意見が出されました。

特に、新庁舎の機能として重要な「防災拠点」の観点からは、建物本体の安全性を確保する構造の検討はもとより、災害発生等の非常時における隣接する体育館や保健福祉センターなどの既存施設等の機能連携等などにも視野に、周辺エリアを一体化した敷地レイアウトの構成など、極めて現実的な提案がされました。

また、設備等においては、太陽光や井水（地下水）を有効活用する発電や空調設備の導入、維持管理しやすいメンテナンススペースの確保、さらには、建物本体の長寿命化を図る構造の導入など、非常に基本的な部分ではありますが、省エネの推進や維持管理費の低減等、環境にも十分配慮された経済性に優れた施設内容が提案されました。

いずれの提案も、設計者としてこれまで培ってきた豊富な実績と経験、技術力に基づくレベルの高いものであり、懇切丁寧な説明と相まって、非常にわかりやすい内容でした。

また、再検討が必要との審査委員からの指摘事項や質疑等に対しても、その対応策について明確に回答されるなど、業務に対する誠意と熱意を感じさせるとともに、発注者側の要求・要望に対しても、フレキシブルな対応が可能である点も高く評価されました。

最後に、業務実施に係る委託料ですが、今回、提案者より提出された「業務見積書」の金額については、事前に示した限度額を下回り、提示率（請負率）についても、他市町の例と比較しても低かったことから、経済性の観点からも高く評価できるものでした。

以上の内容等を踏まえ、評価基準に基づく最終評価点数は、100点満点中89.8点となり、慎重審議の結果、当審査委員会の総意として、『壬生町新庁舎建設 基本設計・実施設計業務委託』の「受注候補者」に「株式会社 梓設計」を選定することといたしました。

現在、国による庁舎整備に対する支援制度の創設を契機とし、庁舎整備事業に着手する自治体が全国的に増えており、それに伴い、設計・施工などの関連業務に対する需要ニーズも高まっております。そのような状況の下、今回、当審査委員会としては、壬生町新庁舎を設計するに相応しい能力・実力を兼ね備えた事業者を「受注候補者」として選定できたものと考えております。

今回選定された事業者には、町民をはじめとする多くの関係者の皆様のご期待に応えるべく、設計者として培った技術と経験を十二分に活かしながら、防災やまちづくりなどの複数の機能を兼ね備えた素晴らしい庁舎の実現に向け、ご尽力頂けるものと期待をします。